

令和 8 年第 7 回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 7 月 22 日 (水) 午前 9 時 30 分～11 時 5 分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館 3 階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員 (10 名)

1 番 吉留 義晃	2 番 南原 奈美子
3 番 赤崎 敬一郎	4 番 濱田 誠
5 番 前野 浩司	6 番 満園 和徳
7 番 山内 美千代	8 番 山崎 博文
9 番 坂元 兼一	10 番 池山 準一

(2) 推進委員 (24 名)

11 番 下田 保幸	12 番 兒玉 伸一郎	13 番
14 番 池之野 智幸	15 番 久保蘭 貴政	16 番 水流 新藏
17 番 内村 正二	18 番 宮田 裕司	19 番 竹井 好博
20 番 長福 次美	21 番 田上 政喜	22 番 徳留 伸一
23 番 東條 好廣	24 番 平島 賢一	25 番 大野 恵美
26 番 堀之内 睦	27 番 上屋敷 守	28 番 大迫 勝哉
29 番 竹之内 重則	30 番 山口 治幸	31 番 狩宿 悦男
32 番 宮脇 純久	33 番 肝付 兼久	34 番 坂元 智一
35 番 村上 一徳		

(3) 職員 (4 名)

事務局長	松山 明浩
事務局長補佐兼農地係長	後藤 博
農地係主事	中山 晴天
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員 (- 名)

5 会次第

(1) 議案第 1 号 農地法第 3 条許可 (農委) 申請について	(9 件)
(2) 議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請について	(7 件)
(3) 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について	(25 件)
(4) 議案第 4 号 非農地証明願について	(2 件)

6 その他

事務局長	ただ今から令和 8 年第 7 回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、本日の出席人員報告をいたします。 本日は、全員の出席で、定足数に達していますので、総会は成立しております。 また、推進委員 25 名のうち、13 番野間委員より欠席の申し出があり、また 15 番久保蘭委員より遅れる旨の申し出（午前 9 時 40 分頃入室、着席）があり、現在 23 名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは、審議を開始します。 本日の議事録署名者の指名をいたします。 議事録署名者は、1 番吉留義晃委員、2 番南原奈美子委員をお願いいたします。 なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。 次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、会務報告を終わります。 それでは、1 ページから 3 ページ、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (中山)	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明 7-1 番 所在：広瀬字 [] 番 2、田、農振農用地区域内、765 m ² 、所在： 広瀬字 [] 番 4、田、農振農用地区域内、635 m ² 、贈与による所有権 移転 7-2 番 所在：船木字 [] 番、畑、農振農用地区域内、1,301 m ² 、売買によ る所有権移転 7-3 番 所在：船木字 [] 番 9、畑、農振農用地区域内、992 m ² 、贈与による 所有権移転 7-4 番 所在：平川字 [] 番 2、田、農振農用地区域内、1,239 m ² 、売買によ る所有権移転 7-5 番 所在：平川字 [] 番、田、農振農用地区域内、2,313 m ² 、売買によ

事務局 (中山)	る所有権移転 7-6 番 所在：山崎字■■■■番 3、田、農振農用地区域外、204 m²、贈与による所有権移転 7-7 番 所在：山崎字■■■■番 1、田、農振農用地区域外、724 m²、贈与による所有権移転 7-8 番 所在：二渡字■■■■番、田、農振農用地区域内、580 m²、所在：二渡字■■■■番 1、畑、農振農用地区域外、139 m²、売買による所有権移転 7-9 番 所在：柏原字■■■■番、田、農振農用地区域内、793 m²、所在：柏原字■■■■番 3、田、農振農用地区域内、1,645 m²、売買による所有権移転 以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているとは判断し提案いたします。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。7-1 番、お願いします。
14 番委員	渡人の■■■■さんは■■■■在住で、お墓も■■■■に移して、こちらの資産も全部処分したいということで、親戚にあたる受人の■■■■さんに贈与したいということでした。申請地は現在、■■■■さんが耕作中ですので、境界、進入路、排水等は問題ありませんでした。以上です。
議長	7-2 番、3 番、お願いします。
16 番委員	7-2 番について、該当地は、従来から受人の■■■■さんがお茶を栽培しておられました。今回、渡人から購入要請がありまして、申請されたということでもあります。現在も耕作されていますので、農地性、境界、用排水等、問題はありません。従って、この申請は問題無いと判断いたします。 7-3 番について、該当地は古くから、譲受人、あるいは譲受人のお父さんがお茶を栽培されておられました。過去に、譲受人の祖父の時代に、購入されておられたそうですが、法的な手続きが行われていなかったということでありまして、今般、手続きを行うことになり、分筆して申請されたということでもあります。現在耕作されておりますので、農地性、境界、用排水等、問題はありません。従って、この申請は問題は無いと判断いたします。以上です。
議長	7-4 番、5 番、お願いします。
19 番委員	7-4 番について、■■■■さんは■■■■に住まれていますので、■■■■さんが昔から耕作者で、現在も耕作されております。農業はやらないということで、この田んぼを買ってくれと言われて、安く買うということになったようでございます。 7-5 番についても、■■■■さんと■■■■さんの名義になっておりましたが、■■■■さんが何十年も耕作され、現在も耕作されております。農業をする気は無いということで、■■■■さんが引き継ぐということになったようでございます。境界、用排水路、何ら問題はありませんでした。以上です。

議長	7-6 番、7 番、お願いします。
20 番委員	7-6 番について、■■■さんと■■■さんは親戚で、■■■さんの自宅の前の田んぼで、そこに野菜を植えて、管理されております。所有者を移転したいということ話がまとまったようです。 7-7 番について、渡人と受人は兄弟で、■■■さんは■■■にいて何もされていませんけど、■■■さんが■■■にいて、所有されています。7-6 番、7-7 番、両方とも、排水、用水、何も問題ありませんので、ここに報告します。以上です。
議長	7-8 番、お願いします。
22 番委員	7-8 番について、■■■さんは、■■■から年に何回か帰って来られて、実家の管理はされていたのですが、田畑に関しては、隣接の■■■さんが自分の畑と繋がっておりますので、野菜を作ったりされておりました。■■■さんが目を患って、運転免許もあげられて、帰って来れないということで、誰か実家等、全部を引き受けてくれるところがないか相談されたら、■■■さんが引き受けるということで、今回の申請となりました。進入路、境界、用排水、問題はありませんでした。よろしくお願いします。
議長	7-9 番、お願いします。
27 番委員	7-9 番について、■■■さんの夫は5年位前に死亡されて、そのあと、■■■さんが田んぼをずっと借りて作っていました。今回、■■■さんが田んぼを譲りたいということで、■■■さんが買うことになったそうです。今も田んぼは耕作されています。境界、進入路等は問題ありませんでした。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の7-1 番から9 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の7-1 番から9 番は、許可することに決定いたします。 次に、4 ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の7-1 番を議題といたします。 なお、7-1 番から4 番は関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (後藤)	議案第2号「農地法第5条許可申請について」の4 ページ、7-1 番から4 番について説明 7-1 番 所在：平川字■■■番、畑、農振農用地区域外、1,405 m²、地種：第2種農地、形態：転用、用途：貯木場用地、施設：貯木場、施設面積：1,405 m²、申請事由：申請地を借り受け（地上権設定）、農地以外の土地を一体的に利用して、貯木場を設置したい。期間：令和8年8月から15年間

事務局
(後藤)

7-2 番

所在：平川字 番 1、畑、農振農用地区域外、2,097 m²のうち 2,038 m²、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：貯木場用地、施設：貯木場、施設面積：2,097 m²、申請事由：申請地を借り受け（地上権設定）、農地以外の土地を一体的に利用して、貯木場を設置したい。期間：令和 8 年 8 月から 15 年間

7-3 番

所在：平川字 番、畑、農振農用地区域外、2,153 m²、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：貯木場用地、施設：貯木場、施設面積：2,153 m²、申請事由：申請地を借り受け（地上権設定）、農地以外の土地を一体的に利用して、貯木場を設置したい。期間：令和 8 年 8 月から 15 年間

7-4 番

所在：平川字 番 2、畑、農振農用地区域外、861 m²、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：貯木場用地、施設：貯木場、施設面積：861 m²、申請事由：申請地を借り受け（地上権設定）、農地以外の土地を一体的に利用して、貯木場を設置したい。期間：令和 8 年 8 月から 15 年間

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。7-1 番から 4 番、お願いします。

19 番委員

甫立原にあります 施設の貯木場にしたいということで、山林と畑、5 枚ですけど、今は、草藪になっておりましたが、草刈りをして、雨水対策として、そのまま、枕木の上に木を置くということで、問題は無いと思われました。また、15 年間という期間がありますが、そのあとも、 が存続していれば、契約更新をしていくと伺いました。進入路、境界も一角だけきれいに測量をされて、問題は無いと思います。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(後藤)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明

総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。また、本件は、申請農地面積が 3,000 m²以上の案件となることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取します。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 7-1 番から 4 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 7-1 番から 4 番は、許可することに決定いたしました。

なお、本件は、申請農地面積が 3,000 m²以上の案件となることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取します。

議長	次に、5 ページ、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 7-5 番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (後藤)	議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 5 ページ、7-5 番について説明 7-5 番 所在：広瀬字 [] 番 1、田、農振農用地区域外、497 m²、地種：第 1 種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：82.81 m²、申請事由：申請地を譲り受け（贈与）、一般住宅を建築したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。7-5 番、お願いします。
14 番委員	14 ページをご覧ください。申請地は [] の近くで、北側、東側に住宅があるところで、東側には、渡人の [] さんの住宅があって、その前を通して進入路を作っている未耕作水田の圃場です。南側に排水路が通っていて、境界、進入路等は全く問題が無いと思います。以上です。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (後藤)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。また、本件は、第 1 種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取します。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 （なしの声あり） よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 7-5 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 7-5 番は、許可することに決定いたしました。 なお、本件は、第 1 種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取します。
	次に、5 ページ、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 7-6 番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (後藤)	議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 5 ページ、7-6 番について説明 7-6 番 所在：船木字 [] 番 2、畑、農振農用地区域外、499 m²、地種：第 2

事務局 (後藤)	種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：112.41 m²、申請事由：申請地を譲り受け（贈与）、一般住宅を建築したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。7-6 番、お願いします。
16 番委員	譲渡人は譲受人のお母さんです。該当地はお母さんの実家の隣にあります。隣接地です。該当地の状況とか、申請事由を勘案するとやむを得ないものと理解しております。境界は問題ありません。排水については、15 ページの図でも分かりますけれども、道路の方に浄化槽から誘導するようになっておりまして、側溝の整備が今、町で計画されて、推進されているそうですが、未だ完成している状況ではありません。万一のときには、暫定対応として、反対側の農地 1 筆を越えたところが、譲渡人の山林になっています。隣の家も同じような対応をされているそうで、内々相談はされているそうで、問題は無い、心配しなくても大丈夫ですということでありました。書類審査のときに、少し話が出ましたが、奥の農地への進入路の関係ですけれども、譲渡人の農地なんです。従って、該当地を利用して、該当地への進入路も含めて、利用することによって問題は無いということでもあります。従って、本申請はやむを得ないものと判断しております。以上です。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (後藤)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 （なしの声あり） よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 7-6 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 7-6 番は、許可することに決定いたしました。 次に、5 ページ、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 7-7 番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (後藤)	議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 5 ページ、7-7 番について説明 7-7 番 所在：永野字 番、畑、農振農用地区域外、537 m²、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、農産加工所、施設面積：141.337 m²、申請事由：申請地を譲り受け（贈与）、一般住宅及び

事務局 (後藤)	農産加工所を建築したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。7-7 番、お願いします。
34 番委員	この案件は、■■■■さんが 2 月のころからいらっしゃって、住所が、最初は違う番地でしたが、今はこの番地に変わっております。16 ページにありますように、住宅と農産物の加工所を一緒に作るという申請をされています。本人は農業を始めたいということで、必死になっていらっしゃいますので、皆さんよろしくをお願いします。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (後藤)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 7-7 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 7-7 番は、許可することに決定いたしました。
議長	次に、6 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の、中間管理権と利用権設定の総括表について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (中山)	議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の 6 ページ、中間管理権と利用権設定の総括表について朗読及び説明
議長	それでは、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定を議題といたします。 本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が 6 件ありますので、その案件を先に審議いたします。 まず初めに、7 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の、7-5 番を議題といたします。 ■■■■委員、及び■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員、及び■■■■委員退室} 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (中山)	議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 7 ページ、7-5 番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の7-5番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の7-5番は、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員、及び■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員、及び■■■■委員入室}

次に、7ページ、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の7-4番、及び7-6番から8番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(中山)

議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の7ページ、7-4番、及び7-6番から8番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の7-4番、及び7-6番から8番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の7-4番、及び7-6番から8番は、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、7ページ、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の7-9番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(中山)

議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の7ページ、7-9番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の7-9番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の7-9番は、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、7ページから11ページ、議案第3号「農用地利用集積等促進計画

議長	案に係る意見について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。 事務局の議案の説明をお願いします。
事務局 (中山)	議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 7 ページから 11 ページ、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。 次に、12 ページ、議案第 4 号「非農地証明願について」を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (後藤)	議案第 4 号「非農地証明願について」の 12 ページについて説明 7-1 番 所在：広瀬字 番 1、田、農振農用地区域外、489 m²、判定地目：原野、利用状況：現在、耕作放棄地である。 7-2 番 所在：船木字 番 1、田、農振農用地区域外、415 m²、判定地目：原野、利用状況：現在、耕作放棄地である。
議長	ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果報告をお願いします。7-1 番、お願いします。
14 番委員	申請地は国道から少し入ったところにあるんですが、10 年以上耕作をしていない圃場で、1 年中、水が溜まっている状態で、機械がへって耕作ができないところです。北側、東側が宅地に囲まれていて、非農地は仕方ないんじゃないかと思われれます。以上です。
議長	7-2 番、お願いします。
16 番委員	該当地は 10 年位、長期にわたって耕作されていませんでした。道路建設に伴って、この 1 筆だけが残されてしまって、旧道と山に囲まれて、農地性は低くなってしまって、長期にわたって耕作してこなかったという申請人の話でした。農地であるために、役場や JA から定期的な報告文書求められるようなことがありまして、煩わしいと常々思っておられたそうですけども、なんとなく月日が経って、非農地の申請をするという決断をされたということです。国道沿いにぽつんと 1 筆、山の続きのようになっていたこともありまして、私たち、推進委員も気がつかなかった面もあり、反省しているところです。このようなことでありまして、申請は適正であ

16 番委員	ると判断します。以上です。
議長	ただ今の議案説明及び現地調査の結果報告について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 4 号「非農地証明願について」の 7-1 番から 2 番は、妥当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 4 号「非農地証明願について」の 7-1 番から 2 番は、妥当とすることに決定いたします。 次に、議題(5)「その他」ですが、委員の皆様から議案はありませんか。 (なしの声あり) 事務局から議案はありませんか。 (ありません。) 無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。 次に、会次第 6 の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか。 (なしの声あり) 事務局から事務連絡はありませんか。
事務局	(事務局より協議・連絡事項あり) ・ 6 月総会資料 (3 条申請等) の訂正について ・ 活動記録の徹底について ・ 非農地調査結果 (オレンジ用紙) の提出締切 (7/31) について ・ 退任される委員へ (活動記録、引継ぎ、物品等返却、個人情報管理等) ・ 再任される委員へ① (8/3 辞令交付、委嘱状交付など) ・ 再任される委員へ② (9/17 地区別研修会開催、阿久根市) ・ 熱中症対策について
議長	ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。 無いようですので、以上をもちまして、令和 8 年第 7 回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。
事務局長	総会の閉会にあたりまして、ここで、今月末をもってご退任される委員の皆様、一言、ごあいさつをいただきたいと思います。
退任する農業委員等	(令和 8 年 7 月末をもって退任する農業委員等のあいさつ)
事務局長	ご退任される委員の皆様、これまで永きにわたりご活躍いただき、本当にありがとうございました。引き続き、本町の農業・農村の振興に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。 それでは、全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員